

平成28年度地域別最低賃金時間額状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効年月日)
北海道	786 (764)	22	(平成28年10月1日)
青森	716 (695)	21	(平成28年10月20日)
岩手	716 (696)	21	(平成28年10月5日)
宮城	748 (726)	22	(平成28年10月5日)
秋田	716 (695)	21	(平成28年10月6日)
山形	717 (696)	21	(平成28年10月7日)
福島	726 (705)	21	(平成28年10月1日)
茨城	771 (747)	24	(平成28年10月1日)
栃木	775 (751)	24	(平成28年10月1日)
群馬	759 (737)	22	(平成28年10月6日)
埼玉	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
千葉	842 (817)	25	(平成28年10月1日)
東京	932 (907)	25	(平成28年10月1日)
神奈川	930 (905)	25	(平成28年10月1日)
新潟	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
富山	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
石川	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
福井	754 (732)	22	(平成28年10月1日)
山梨	759 (737)	22	(平成28年10月1日)
長野	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
岐阜	776 (754)	22	(平成28年10月1日)
静岡	807 (783)	24	(平成28年10月5日)
愛知	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
三重	795 (771)	24	(平成28年10月1日)
滋賀	788 (764)	24	(平成28年10月6日)
京都	831 (807)	24	(平成28年10月2日)
大阪	883 (858)	25	(平成28年10月1日)
兵庫	819 (794)	25	(平成28年10月1日)
奈良	762 (740)	22	(平成28年10月6日)
和歌山	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
鳥取	715 (693)	22	(平成28年10月12日)
島根	718 (696)	22	(平成28年10月1日)
岡山	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
広島	793 (769)	24	(平成28年10月1日)
山口	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
徳島	716 (695)	21	(平成28年10月1日)
香川	742 (719)	23	(平成28年10月1日)
愛媛	717 (696)	21	(平成28年10月1日)
高知	715 (693)	22	(平成28年10月16日)
福岡	765 (743)	22	(平成28年10月1日)
佐賀	715 (694)	21	(平成28年10月2日)
長崎	715 (694)	21	(平成28年10月6日)
熊本	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
大分	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
宮崎	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
鹿児島	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
沖縄	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
全国加重平均額	823 (798)	25	

※1 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額

平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抄）
（平成28年8月2日閣議決定）

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

6 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずる。

また、平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

(2) 適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。